令和８年度　千葉県社会福祉審議会　会議録

１　日　時　　令和８年９月９日（水）　午前１０時００分から午前１１時２０分まで

２　場　所　　千葉県庁南庁舎４階　収用委員会審理室　※オンライン（Zoom）開催

３　出席委員（委員１３名中１０名出席：五十音順）

朝比奈委員、飯田委員、井上委員、梅澤委員、佐京委員、佐藤委員、志賀委員、芝﨑委員、鷲見委員、花島委員

（欠席委員）有本委員、小林委員、中溝委員

４　会議次第

（１）開会

（２）健康福祉部長あいさつ

（３）議事

- 委員長及び委員長代理の選出について
- 専門分科会及び部会に属すべき委員の指名について

（４）報告事項

- 第５次千葉県地域福祉支援計画の策定について
- 次期千葉県高齢者保健福祉計画の策定について
- 第９次千葉県障害者計画の策定について

（５）その他

（６）閉会

５　議事概要

（１）委員長及び委員長代理の選出について

- 社会福祉法第１０条の規定による委員の互選により、鷲見委員が委員長に選出された。
- 千葉県組織規程第１４５条第４項の規定により、花島委員が委員長代理に指名された。
- 議事録署名人として、朝比奈委員及び梅澤委員が指名された。

（２）専門分科会及び部会に属すべき委員の指名について

- 審議会規程第４条第１項及び第８条第１項の規定により、委員長から各専門分科会及び部会に属すべき委員が指名された。

６　報告事項

（１）第５次千葉県地域福祉支援計画の策定について

○　事務局説明

資料１により事務局から説明

○　意見・質疑応答

（委員）

現場にいる者の実感として申し上げる。最近、頼れる身寄りのない高齢者が非常に速いスピードで増えている。我々施設運営者は、施設の運営にとどまらず、より幅広く活動していかなければならないと考えているが、何よりも現在は人材不足が課題である。この人材不足を解消していかなければ、いくら計画を立てても実効性が伴わないと感じている。

もう１点、高齢者福祉課とも重ねて協議しているところであるが、長い歴史を持つ養護老人ホームへの措置が十分に行われず、その結果として定員に相当の空きが生じている現状がある。市町村によっては措置数がゼロというところも現実にある。施設側としては、措置制度のこれまでの運用経緯や地域の実情を踏まえると、措置がゼロという市町村があることに疑問を感じている。

養護老人ホームを運営してきた法人は、その地域で長年にわたりこうした課題に取り組み、行政と連携しながら地域福祉を支えてきた。それだけに、現在の状況が施設側に見捨てられたと受け取られるようであれば、現状のままでは行政と施設との信頼関係の維持が難しくなるのではないかと、大変懸念している。

（委員）

第４次計画の課題として挙げられ、第５次計画にも盛り込まれている市町村地域福祉計画の策定について、策定支援が位置付けられているということは、未策定の市町村があるということだと思う。県内で未策定の市町村がどの程度あり、策定に至らない理由をどのように把握しているのか、また、第５次計画ではどのような支援を行う予定なのか、支障のない範囲で伺いたい。

（回答）

地域福祉計画については、５４市町村中４４市町村が策定済みであり、未策定は１０市町村である。策定に至らない事情としては、策定のノウハウが不足しているという声が上がっている。県としては、策定に向けて、特に県社会福祉協議会などと連携しながら働きかけを行っていきたい。

（委員）

記憶が正しければ、未策定の１０市町村という数は減っていないように思う。策定のノウハウが十分にないということであれば、これまでとは異なる支援についても検討していただく必要があると思うので、その点を計画に盛り込み、具体的で実効性のある支援をぜひお願いしたい。

（回答）

承知した。計画に盛り込んだ上で、具体的に取り組んでいきたい。

（２）次期千葉県高齢者保健福祉計画の策定について

○　事務局説明

資料２により事務局から説明

○　意見・質疑応答

（委員）

基本施策５「地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着」の中に、外国人介護人材への支援が位置付けられている。日頃から福祉事業に携わり、様々な事業所の方と話す機会があるが、外国人材の受入れについては、監理団体への支払いなど事業者の負担が大きい。県内でもその負担軽減を行っている市町村はあるが、まだ数は少ない。県独自の施策として、今後、こうした事業者に対する負担軽減や市町村への予算措置などを検討する余地があるのか伺いたい。

（回答）

外国人介護人材への支援については、経済連携協定による介護福祉士候補者の日本語及び介護分野の学習に係る費用や、外国人技能実習生の日本語学習費用について、受け入れている介護施設に対して補助を実施している。さらに今年度からは、既存事業である外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金について、補助対象経費及び対象者の拡充並びに補助基準額及び補助率の変更を行い、外国人介護職員定着促進事業として実施している。具体的には、技能実習生に加えて特定技能外国人を対象とした上で、日本語学習費用に加え介護福祉士国家試験受験料を補助対象経費としている。県としては、外国人介護職員の定着に向けて、こうした事業により事業所への支援を引き続き行っていきたい。

（委員）

要望であるが、日々生じるランニングコストは事業者にとって大変厳しいものがある。県の予算に限りがあることは承知しているが、一過性の支援だけではなく、持続可能な支援をしていただけると大変ありがたいので、可能な限り検討していただきたい。

（３）第９次千葉県障害者計画の策定について

○　事務局説明

資料３により事務局から説明

○　意見・質疑応答

なし

７　その他

○　意見・質疑応答

（委員）

地域福祉支援計画の市町村実態調査について、人口２万人程度の小規模な市町村もあれ

ば、千葉市のような大都市もある。回答の傾向について、規模の小さい町村と規模の大きい市とで分析したものがあるか、参考に伺いたい。

（回答）

大きな課題や共通する課題については、県の問題意識に基づき、どのような課題があるのかを分析したが、市町村ごとにどのような傾向があるかというところまでは分析が及んでおらず、今後進めていきたい。

（委員）

県の説明を伺う中で共通しているのは、やはり人手不足であり、児童の分野も同様である。報道では県税収が１兆円を超えたと聞いている。児童福祉分野では、児童相談所の機能強化や新設など公的な部分には非常に手厚く予算が措置されていると思うが、民間に対する処遇改善等は特に充実しているようには見受けられない。

よく議論のテーマとなるのが東京都との比較である。東京都は独自財源で家賃補助のような支援を行っており、県内でも船橋市など実施しているところはあると思うが、月額８万円が支給される例もある。児童福祉分野では、収入面で東京都の方が約２５％高いという数字があり、人材が東京都に流出しているという結果も示されている。人材不足は資料にもテーマとして挙げられているが、賃金格差の是正など、財源の裏付けを伴った必要な予算規模をこの場で示すことは難しいかもしれないが、何らかの県の考えがあれば伺いたい。

（回答）

施設職員の処遇改善については、県としても認可施設や児童養護施設等の職員の状況を確認しながら、国への要望も行っているところであり、現場の施設を運営されている方との意見交換などをしっかりと行いながら進めていきたい。

（委員）

計画の説明を伺ったなかで、特に地域福祉計画に示された身寄りのない高齢者等への支援について申し上げる。地域福祉計画は他の分野の計画とも整合性を図っていくものと思うが、この「身寄りのない高齢者等」への支援は、高齢者の福祉計画、障害者の福祉計画だけでなく、子どもの分野の計画においても、とても大事なテーマだと考える。

今回、子どもの計画の報告はなかったが、頼れる大人がいない中で社会の中で暮らさなければならない子どもたちもいる。おそらく、この表現の中に子どもは直接には含まれておらず、児童福祉法や若者施策による対応で取り組むというすみ分けがされているのだろうと思う。

ただ一方で、児童福祉の分野で用意している施策や事業では十分に対応しきれず、身寄りのない状態、あるいは親族はいるが頼ることができない子ども・若者の中には、例えば保証人を得ることや、入院に当たってサポートを受けることが非常に難しい方がいることも事実である。そうした点を計画全体においても意識しながら、施策の方向性の中に位置付けていただけると大変ありがたい。

（回答）

身寄りのない方々に対する支援は、社会環境の変化を背景とするものとしてもとらえられ、市町村において課題となっているものの中でも上位に挙がっており、県としても充実させていかなければならない課題だと考えている。対象者を限定するかどうかも含めて、幅広く住民の方に寄与できる形としたいと考えている。

（委員）

ただいまの佐藤委員の発言とつながる部分がある。各種計画は、地域福祉計画が全体のベースとなり、その上に各計画があるという位置付けだと思う。頼れる身寄りがないこと、孤独・孤立という論点ともつながるが、それと同時に子どもに関して、今回の骨子案で言えば、地域福祉計画にインクルーシブ教育の推進が示されており、障害者計画では、障害のある子どもの療育支援体制の充実や、ライフステージを通じた一貫した療育体制の充実が挙げられている。

インクルーシブ教育を推進していくことと、児童福祉法から障害者総合支援法につながっていく部分での一貫性と同時に、地域全体での障害児・障害者の受入れがこの点につながってくると思うし、そのために地域福祉計画があるのだろうと思う。特に現在、インクルーシブ教育が推進されていく中で、特別支援教育や療育の体制を整えること、そこから成人期につなげていく部分は、現場でも丁寧に支援されていることと思うが、体制としてきちんと構築していくことが今求められているのではないかと思う。その点を丁寧に進めていただきたい。

（回答）

インクルーシブ教育についても、健康福祉部の障害福祉を担当する部署と、教育庁の特別支援教育を担当する部局としっかり連携した上で取り組んでいきたい。

（委員）

地域福祉に関して１点感じるところを申し上げる。自治会活動をしていると、最近、子ども会がなくなったり、子ども会の活動が縮小したりと、子どもと地域との関わりが若干薄くなってきていると感じる部分がある。どの分野でも将来の担い手を育てていくことを考えると、こうした計画の中に、子どもが地域と関わる機会を設けるといった、将来の担い手の育成という視点を位置付けていくことも１つの方法かと思っている。

（委員）

高齢者保健福祉計画の骨子案、障害者計画の骨子概要は、それぞれ拝見すると大変よく整理されていると感じるが、現場にいる者の願いとしては、これらをきちんと進めていくために、県と各市町村が、さらに民間事業者や様々な団体も含めた形で、率直に話ができる機会をもっと設けていただきたい。住民一人一人にとって本当に大事なことだと考えている。

県からは、ぜひ進めていこうとの回答をいただいているので、今度は市町村ともそうした率直に話ができる機会を設け、議論を深めていただきたい。本当に大切なことだと強く

感じている。

（回答）

県として、市町村及び民間事業者の皆様としっかりコミュニケーションをとることは大事だと考えている。市町村とは圏域ごとに会議を開催し意見交換を進めているほか、各種研修事業などにおいても、県から一方的に伝えるということではなく、市町村の意見も踏まえて県へフィードバックしていただき、それをまた改善につなげていくという、ＰＤＣＡサイクルを回してコミュニケーションをとってしっかりと取り組んでいる。また、養護老人ホームの関係については市町村の理解が必要な事項については、市町村への説明や率直な意見交換等、事業者の意見を伺いながらつないでいくような場を、今後しっかりと設けていきたい。

８　閉会　午前１１時２０分